

## 議 事 録

### 1 名 称

令和元年度 第2回 石岡市景観調査委員会

### 2 開催日時

令和2年3月26日（木） 午前10時～12時10分

### 3 開催場所

石岡市役所 2階201会議室

### 4 出席した者の氏名

藤川委員，藤井委員，山本（幸）委員，久保田委員，中村委員，武居委員，原田委員，山本（経）委員

（事務局：都市建設部菱沼部長，宮澤理事，額賀次長，都市計画課浅田課長，峯課長補佐，関口係長，加藤主任，青柳主幹，富田主幹）

### 5 議 題

- ・令和元年度 筑波大学調査研究報告について
- ・景観重要建造物の指定について
- ・その他

### 6 議事の概要

議事録のとおり

### 7 担 当 課

都市建設部都市計画課

### 8 議 事 録

#### (1) 開会

- ・副市長挨拶
- ・出席者数が規定の定足数に達していることを報告（委員10名中8名出席）

## (2) 議事

### ■会長：

それでは、議事に入ります前に、本日の会議の議事録署名人を指名させていただきます。A委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、「議事」に入ります。本日一つ目の議事は、「令和元年度 筑波大学調査研究報告」です。

はじめに、筑波大学の調査研究について、私たちの方から報告させていただきます。

まず、「石岡市歴史的景観調査研究」について御報告します。最初にこれまでどのような研究を実施したのかを簡単に御説明します。

平成27年度から、我々は石岡市から依頼を受けて受託研究を行っています。受託研究を開始した平成27年度は、中町通りの連続立面図を作成いたしました。これは、毎年、中町通りで「歴史的景観調査研究における展示・報告会」を行っておりまして、その際に、必ず掲示しているものです。

平成28年度は、市街地の歴史的建造物の<sup>しっかい</sup>悉皆調査ということで、どれぐらい市街地に古い建物が残っているのかを調査しました。

平成29年度は、2017全国看板建築サミットを開催しまして、そちらのお手伝いや、歴史まちづくりの先進地調査ということで、石川県及び富山県を視察してきました。さらに、石岡地域の市街地では、看板建築などの実測調査を4軒実施しました。

平成30年度は、氏江商店、旧横瀬医院の実測調査を実施しました。さらに、市内の茅葺き民家がどの程度残っているのか悉皆調査を行うとともに、石岡市が所有している小屋地区の茅葺き民家の環境整備を実施しました。

今年度は、小屋地区の茅葺き民家の環境整備を継続して行いまして、茅葺き保存集落の葺き替えシステム調査のため先進地事例の視察を実施しました。最後に中戸地区の保科邸長屋門で実測調査を行いました。

小屋の古民家整備事業は筑波大学の仲村さんから説明を行います。その後、茅葺き保存集落の葺き替えシステム調査につきましては、学生から御説明します。

### ■仲村氏：

八郷未来プロジェクトを筑波大学の職員の立場で進めていました仲村と申します。よろしくお願いいたします。

今回のプロジェクトにつきましては、茅葺き民家を活用した地域再生プロジェクトとして筑波大学大学院の事業として、取組みを進めておりまして、里山の風景を保全しながら、過疎脱却を目指す地域未来創生への提案を行うものです。昨年度の実施内容につきましては、石岡市より筑波大学が貸与を受けた茅葺き古民家の活用方法を検討し、改修案を立案するなどしました。今年度につきましては、詳細設計や施工、拠点の仕組みづくり等を行いました。将来的な用途は筑波大学のサテライトラボとして、大学の外で作業できる空間

として活用していく予定です。

古民家の実測調査を実施しまして、こちらの主屋は江戸時代後期から明治の初期頃に建てられました。この調査により、現在の古民家には数箇所の増築の痕跡があったため、模様替えが行われていたことが分かりました。具体的な部分として、青で塗り潰された箇所が増築部分で、オレンジ色で塗り潰された箇所が、模様替えの部分です。さらに、柱や梁<sup>はり</sup>を見てみると、写真⑤のオレンジ色の丸枠で示した柱には、壁があったことを証明する痕跡があり、構造的な部分を確認していくような下調べを行いました。

続いて、こちらの茅葺き古民家をどのようにして活用をしていくのかについて、取りまとめました。古民家拠点整備計画を立案するに当たり、上山集落の方々にヒアリングを実施しました。上山集落に住まいは30軒程度あり、高齢化が進んでいる現状です。住んでいる方の年齢層は、50代後半から90代までの方々がほとんどでした。

ヒアリングの結果から、我々にできることを簡単にまとめました。コンセプトとして、まず、第1段階は里山景観を大切に交流の場作りです。また、循環型社会のモデルとして形成できるよう、交流拠点に新しいエネルギーを備えます。第2段階として、生活支援の機能が必要であるとの御意見がありましたので、多様な付加機能をモビリティとして提供できないかと考えました。

続いて、大学院生らの計画を基に里山建築研究所に実施設計を行っていただきました。こちらは図面のとおりで、研究スペース、イベントや交流のスペース、縁側を設けるなど考えています。

北側から順番に立面図を掲載していますが、こちらは増築前の本来の姿に戻して、古民家らしさを残すようなイメージです。

こちらは、今回の事業の関連図です。大学が石岡市都市計画課、里山建築研究所、やさしと茅葺き屋根保存会等と連携しながらプロジェクトを今後も進めてまいります。

こちらからは、今年度実施しました茅葺き民家の葺き替えです。葺き替えを行う前にこまるきという作業を実施する準備期間がありました。こまるきのワークショップから様々な方々が世代を問わず参加してくれましたので、多世代が茅葺きについて知るきっかけになったと思っています。

こちらの茅葺き屋根の葺き替えを行うに当たり、11月上旬から実施設計に基づき、増築部分の解体工事や構造の補強工事を実施しました。

11月下旬には、茅葺き職人さんや主に市、学生が協力しながら実際に茅葺き屋根の葺き替えが始まりました。私自身も葺き替えに携わるのは初めてで、一般の方がなかなか見ることのできない茅葺きの構造や下地作りを見ることができました。

1週間が過ぎると煙出しの改修も行われまして、こちらは主に南側の写真になります。市へこちらの建物や敷地を無償で提供してくれたSさんも来てくれました。上山集落の皆さんとおしるこを食べながら交流を深めました。順調に茅葺き屋根の葺き替え作業は進みまして、昨年12月8日に屋根が葺き上がりました。

私は、この茅葺き屋根の葺き替えを行う中で、大学、地域、行政と連携して、事業を進めてまいりました。そこで様々な交流を深めていくことで、茅葺き民家に携わる方々とのつながりができたと思います。SさんやHさんには茅の提供に御協力いただきました。県内に限らず他県の方々ともご縁がありました。様々な方から御協力を得て茅葺き作業は延べ188人日で茅は120駄を使いまして、皆で作る古民家として茅葺き屋根を葺き上げることができました。

■学生：

ここからは、茅葺き保存集落の葺き替えシステム調査について、御説明します。

まず、下郷町大内宿の内容です。こちらは、江戸時代に西街道の宿場町として繁栄しました。1967年に学生が発見して価値と保存の意義を提唱しました。1981年には重要伝統的建造物群保存地区に選定され、今では年間約80万人の観光客が訪れています。大内宿の町並みの特徴は、道の両側に44戸の茅葺き屋根の建造物が並んでいるため江戸時代の面影を残していることです。

続いて、茅葺き屋根の葺き替えに関わる人々についてです。茅葺き職人は40代と70代の親方がいまして、各々つながりを持つ職人が10人程度います。技術の伝承につきましては、技術伝承会が主に青年会に所属する若者に対して、週1回程度模型を使って実践練習を行っています。さらに、地走りという茅の受け渡し、茅運び等を手伝う方々につきましては、誰が何日来たか帳簿を付けています。村の人々同士が協力して、手伝った分は返してもらう形式です。

続いて、茅についてです。霜が3回降り、雪が降る前に茅を刈ります。茅場につきましては、上の写真が大内宿内のございまして、こちらの集落の東側の山に茅場は位置しています。ただし、こちらの茅場だけでは集落内の毎年必要な茅の確保は難しいため、不足分は近くの自治体から若しくは親方が独自に購入しています。茅の管理につきましては、下の写真の倉庫で保管されています。

補助金に関しては表のとおりで、左側が伝統的建造物及びその一体をなす建物です。右側が伝統的建造物以外の建造物です。さらに防災施設事業に係る補助金やふるさと文化財の森が補助メニューとして用意されています。

続きまして、茅の葺き替えの計画は毎年4～5軒のペースで行っています。茅の質は前より悪化しています。毎年葺き替えを行った場所は帳簿で管理しています。各棟は15年程度保全させる計画になっています。茅の量や資金の問題から1軒を2、3回に分けて部分的に実施しています。課題としては、差し茅には補助金が活用できないことです。一部が悪くなっただけで、一気に葺き替える必要があります。さらに、左側の写真と右側の写真を比較すると約9軒のトタンの赤い屋根は、茅葺き屋根に葺き替えが行われました。それらは補助金を活用して実施されました。

続きまして、南会津町前沢集落です。こちらは福島県会津町地方に位置しており、南会津郡に属する町です。1907年には前沢集落が全戸消失するという大火に遭いましたが、1年で再生され現在の町並みが形成されました。2011年には、重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。種別は山村集落です。現在の集落は茅葺き屋根の主屋が14棟あります。

続いて、前沢集落の特徴になります。多様な茅葺き屋根の建築物群分布がこちらです。左の図の黒い建物が伝統的建造物です。主に主屋と土蔵です。それ以外では、大杉跡保存館や水車があります。

続いて、前沢集落の茅葺き職人についてです。屋根の葺き替えは地元の茅葺き職人に依頼しています。今、南会津町周辺には業者が二つあります。一つ目は五人がいる団体で年齢層は40代から60代です。二つ目は一人の職人がいて、年齢は50歳ぐらいです。茅場については、9割の茅材が岩手県産材であり南会津町内の茅材は1割にも満たない状況です。南会津町では、館岩地域内の茅場の確保の取り組みが始まっています。近隣の水引集落では、茅刈りのボランティアなどの取り組みが進められています。

続いて補助制度についてです。1988年から現在まで3段階の流れがありました。段階1として、前沢集落内の伝統的家屋の建物所有者を対象に環境美化条例の制定後から茅葺きの補助金は2/3以内でした。段階2として、2011年には重要伝統的建造物群保存地区に選定されまして、茅葺き工事の補助率は90%以内になりました。段階3として、2019年4月1日から茅葺き事業の経費が300万円を超える部分の補助率が95%以内になりました。

続きまして、南丹市美山町の状況を御説明します。美山町は京都市の北方で、京都府のほぼ中央部に位置しています。丹波国桑田郡弓削荘に属し、林業を主産業とする山村集落でした。集落の中を通る街道は鯖街道の一つとされ多くの旅人が往来していました。1993年には、北地区が重要伝統的建造物群保存地区に指定されました。

美山町の茅葺き民家の特徴は、分布として石垣を築いて段丘状に整備され、屋敷地に建つ茅葺き民家が創り出す集落景観が形成されています。屋根形式につきましては、入母屋造の茅葺き屋根で周囲に下屋を巡らす形式です。棟はほぼ東西に揃えて建ちまして、千木状の棟飾りと破風の意匠が特徴です。間取りにつきましては、部屋の境を食い違いとしない整形四間取りが多いです。

ここの集落は茅葺き屋根が36棟ありまして、葺き替えの頻度は南側が25年、北側が20年に1回行います。全体として、1回分に使用する茅は3,000束～3,500束で工期は2週間です。毎年4、5軒程度が修理されています。

美山町は南丹市伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱に基づいて、補助制度を実施しています。事業費は30万円以上で修理・修景基準に基づき助成を受けることができます。茅葺き屋根の葺き替えは上限が500万円で、トタンから茅葺き屋根に戻す場合は上限が700万円で補助しています。

美山町では、ススキ、ヨシと稲藁わらが一番使われる茅です。茅場は4つ残存しています。しかし、茅の農業利用機会の損失、茅刈りに対する手間や高齢化が進行しているため、良

質で大量の茅を得るのは困難な状況になっています。現在は、熊本から茅を仕入れていません。

茅葺き職人については、中野氏が美山町で美山茅葺株式会社を2007年に設立しました。こちらの会社を中心となり、現在では茅葺き職人が11名います。さらに、美山町に限らず、関西を中心として日本各地に仕事を広げています。

最後にまとめです。重要伝統的建造物群保存地区に選定され、美山茅葺株式会社が設立されました。鉄板に覆われた茅葺き民家が茅葺き屋根に復元されるなど、事業が住民合意で行われ、基盤作りが進んでいます。課題としては、営業活動を制限してきたため、観光資源を十分に活用することができていません。そのため、少子高齢化が進み後継者問題が深刻となっています。

続いて、神戸市北区の内容になります。こちらの地区は重要伝統的建造物群保存地区には、指定はされていませんが、名所旧跡や文化財の数が多い場所です。茅葺き民家の数は2015年度茅葺民家建物調査によると712棟が残っています。その中でも、茅が見える状態のものは82棟です。ここは石岡市と同様に珍しい場所です。

神戸市では、こうべ茅葺トリセツを発行しています。こちらは、文化財にならない茅葺き民家を守るために制作されました。茅葺き民家について、所有者を含む多くの人々が関心を持つように茅葺き民家をカフェやショップにリノベーションする方法や様々な活用方法を紹介しています。茅葺き民家を活用する際、建物の安全性等に関する法規制についてもまとめられているガイドラインです。

茅葺き職人については、京都府南丹市美山町の茅葺き職人の所で修業した相良育弥さんが2011年に淡河かやぶき屋根保存会くさかんむりを創立しました。現在、神戸を中心に活躍している職人は弟子を含んで約10名います。

近年、ほとんど熊本の阿蘇や富士山の麓などの遠方からススキを取り寄せています。輸送による経費がかさみ、屋根材である茅の価値が高騰したため、修理費が高騰しています。市は、茅場整備事業として2016年度から市有地を茅場として整備しています。地元管理の茅場として、みんなの茅場という茅葺き民家の所有者が設立したNPO団体が管理している所もあります。

補助制度についてですが、指定文化財の修理・復旧等に対しては概ね9割の補助で、登録文化財の葺き替えは5割で上限250万円の補助となります。

また、景観形成重要建築物指定制度がありまして、登録有形文化財に指定されていない場合は、景観形成重要建築物等に指定されることで建築物等の外観意匠の高質化に関する行為に1/3以下で500万円を限度として助成を受けることができます。

また、2020年からクラウドファンディングの助成を開始しています。内容としては歴史的建築物を保全活用する事業に対して、クラウドファンディングを実施することにより必要資金と調達額の差額を上限500万円まで助成します。

事例調査のまとめになりますが、重要伝統的建造物群保存地区に指定されている大内宿、

前沢集落、美山町は活躍している若手の茅葺き職人が多いです。補助制度も充実しています。神戸市北区につきましては、重要伝統的建造物群保存地区に指定はされていませんが、茅葺き民家をいかしたまちづくりが行われています。4市町に共通していることですが、大量に良質な茅を確保することは難しい状況です。外から茅を購入することが多いため茅場の整備や茅の自給が課題です。

石岡市の茅葺き民家を保全していくための葺き替えシステムの検討を行いました。昨年調査した結果、茅葺き屋根が見える状態の民家は42棟です。国・県・市指定文化財ではないものは36棟です。さらに、構造が崩壊して修理が困難な民家を除きますと、対象となる茅葺き民家の数は30棟です。

石岡市内にはまとまった茅場がないため2004年からやさと茅葺き屋根保存会が主催となり、高エネルギー加速器研究機構にある茅場で茅刈りを実施しています。茅の単位は1駄で6束です。今年は1haで約38駄刈りました。

石岡市内の対象となる茅葺き民家の数は30棟で、平均建築面積は30坪です。全体的に1棟分の葺き替えを行う場合には、茅が150駄程度必要です。一般的には、半分ずつ葺き替えるため75駄が必要です。以前は囲炉裏で煙を出して、茅の保全を行っていたため葺き替える期間は20年～25年に1度でした。近年、そういった行為を行わなくなりましたので、茅の耐用年数が落ちています。そのため、北側は10年に1度、南側につきましては15年に1度の葺き替えが必要になります。1年間で葺き替えを行う棟数について、計算した結果は5棟です。1年間の茅の需要量については375駄が必要になります。昨年度高エネルギー加速器研究機構で実施しました茅刈りの実績から必要な茅場面積は9.9haです。これは、高エネルギー加速器研究機構の茅場だけでは2.92haが足りない状況ですので、市で残りの茅場を確保する必要があります。小屋周辺が良いと思います。市有地や休耕地に水道やトイレ等も含めて整備する必要があります。

続いて、石岡市では住民参加型まちづくりファンド支援事業を実施しています。こちらは、歴史的建造物や景観重要建造物が上限が500万円で、最大90%までの補助金を受けることができます。例えば30坪の民家の茅葺き屋根を半分葺き替える場合には、約220万円が掛かります。年間5棟の葺き替えを進めていくと約1,100万円が掛かります。年間の補助支援額は1,000万円が必要になりまして、こちらは9割補助で算出しました。

続いて、茅とお金の確保ができたため人についてです。まず、茨城県内で活躍している茅葺き職人は約8名です。その中で、常陸風土記の丘の職人は2名います。

茅葺き職人以外の人々の作業についてですが、今年度の高エネルギー加速器研究機構の実績から茅刈りは1駄で1人日、こまるきは0.45人日、地走りは0.67人日が必要です。年間必要な茅を375駄で計算すると800人日です。これを持続的に確保していくためには行政の協力が必要で、効率を高めるためには茅刈り等の近代化が必要です。

最後にまとめになりますが、30棟の景観重要建造物に指定できる可能性のある候補物件を守るためには、茅や茅場は高エネルギー加速器研究機構だけでは足りないことが分かり

ましたので、石岡市でも茅場を整備しなければなりません。補助金は年間1,000万円が掛かります。茅葺き職人については、人数は足りませんがボランティアや大勢の方々の協力が必要ですので、その人々の確保が課題です。

以上で説明を終了します。

■会長：

ありがとうございます。今までの報告内容で、御意見がありましたらお願いします。

■副市長：

質問ではないのですが、地域おこし協力隊として茅葺きをテーマにしたまちづくりで募集した結果、一人の応募がありました。その方は令和2年度から地域おこし協力隊の一人として市内へ移住してきますので、その方とも連携していければと思います。東京藝術大学の出身です。取手キャンパスで学生生活を送っていきまして、そこで地域おこし協力隊を知り興味が出て応募したとのことでした。

■会長：

それは初めて聞きました。今までいた方々とは違うということでしょうか。

■副市長：

はい。今までは武蔵野美術大学出身の方々が協力してくれました。任期は満了になりましたが、全員が八郷に残り活動を続けると言ってくれましたので我々は助かっています。

■会長：

そうですね。時々、彼らとも連絡は取っていますので、今後も協力関係を続けていきたいと思っています。

ありがとうございます。ほかには何か御質問や御意見はありますか。

それでは続いて、山本先生から八郷の里山景観等調査研究について報告をお願いします。

■B委員：

私は里山景観をテーマにしています。主な対象地は朝日トンネルを抜けまして、すぐに広がっている辻のいちご団地です。

私たちの取組みは、4年目を迎えておりまして、昨年までの3年間はフルーツライン沿いのいちごの看板や販売小屋の建て替えをテーマにして、調査、デザイン、実施設計、完成までやってまいりました。この3年間で得られた課題が二つあります。まず、八郷地域は非常にフルーツが豊富な場所ですが、県内、特に県外では認知度が低い活用が十分ではないということ。これは非常に大きな課題であると思っています。次に、全てのいち

ご農家さんから看板や販売小屋の建て替えについて賛同が得られませんでした。至らなかつた背景としては、果樹園の若い担い手や後継者が不足していて、看板や建物の建て替えを実施する意欲につながっていないためだと分かりましたので、こういった課題を解決することを今後の目的に設定しました。

八郷の担い手の育成や確保が非常に重要であると考えました。景観調査研究の中で解決できる問題ではないと思いますが、朝日里山地区周辺の魅力を伝える手段としていちごを活用することにしました。

いちごの活用を行うに当たり、現在、収穫されたいちごは販売されています。それを活用することはもったいないため潜在的に埋もれているいちごがないか調べました。4月に中村いちご園さんに伺いまして、このようなお話をしたところ5月末には収穫期間が終了します。その後に畑を耕すため、まだ残っていて食べられるいちごはつぶしてしまうため、そのいちごであれば活用してくださいとお願いいただきました。ここで初めて潜在的に活用できるいちごを知ることができまして、今年度の5月27日にいちごを大学へ持ち帰りまして冷凍保存しました。このいちごを活用して、朝日里山地区周辺の魅力を伝えるため、学生たちが提案してくれたのは子供たちを対象としたワークショップの開催です。今年度は住んでいるまちの魅力の再発見とまちづくりの楽しさに触れてもらうことをテーマにして、ワークショップを開催しました。

このいちごを活用したワークショップの企画は、いちごのあるエリアの小桜小学校と小幡小学校で実施しました。ワークショップの企画を立案するに当たり、つくば市在住で筑波大学の卒業生であるクリエイターの方が、いちごを絵具として使い制作をするワークショップを行った経験があるということでした。この方から指導していただきまして、小学生向けのいちごを活用したワークショップの内容を考えました。案として、一つ目は和紙にいちごの絵具を塗り作品にすること。二つ目は和紙でいちごの絵具を使ったはがきを制作すること。この二つの企画であれば小学校1年生、2年生でも楽しんでくれると思ひまして、9月に2校の校長先生へ提案を行いました。両校の小学校1年生、2年生にはふるさと学習というプログラムがありまして、地域のことやいちごの産業を学んだりしています。この授業の中でワークショップを実施してくれれば、適している良い内容であるという前向きな言葉を頂きました。子供たちはいちごの葉書を作成する方が良いということで、ワークショップの内容が決定しました。

ワークショップのテーマは「甘いいちごの香りを届ける葉書づくり」です。プロセスとしては、いちごを自分の手で絞って、いちごの絵具を作ります。この段階でいちごの香りが素晴らしいです。絵具は3種類用意しまして、いちごを絞ったままの原色、いちごの絵具に食紅を加えた色、いちごの絵具に緑色の食紅を加えたものです。これらの絵具を使いまして、牛乳パックを再利用して作ったいちご型の葉書に色付けします。

続いて、実際の写真を何枚か見ていただきます。10月16日は小桜小学校でワークショップを2回実施しました。学年ごとに実施しまして、参加者は1年生が15人で、2年生が16

人でした。ワークショップが始まる前には、学生から子供たちへ今回の授業の目的などを紙芝居にして伝えました。

いちごの葉書は、大中小と3つありまして、「大」ははがきサイズのため実際に郵送するものです。実際に自宅に届いた時に八郷のいちごを広く知ってもらいたいという狙いがありまして、いちごの香りは2週間残ります。「小」は自分で持ち帰りまして、カードやしおりとして使ってもらいます。「中」につきましては、各児童の作品をスラップブックとして学生が1冊の本としてまとめて完成させました。手作り感が伝わりまして、子供たちはいちごにそれぞれのメッセージを書いています。

完成品は両校で12月～1月頃の授業参観の時に展示して皆さんにも見てもらいました。八郷のいちごをPRするために活用できる非常に良い作品ができたと思っておりますので、中村いちご園さんでも展示してもらいます。将来的に市役所や県内外を問わず展示してもらえればと思っております。

今年は子供たちに対するワークショップが中心でしたが、6次産業化を目指していちごのスムージーの試飲会を実施しました。学生たちがスムージーのレシピを考案しまして、八郷のゲストハウスjiccaさんの野外上映というイベントの時に提供しました。

その感想として、見た目が可愛い、いちごの味が濃くておいしいと好評でした。ただ、6次産業化を目指していく上で、イベントを行う際には学生たちは収益事業になることや衛生上の問題もありますので、稼いでいくというのは課題があります。

今年の1月には若い新規就農者が初めて現れたという話を耳にしたので、その方にお話を伺いにいきました。Aさんという29歳の若手になります。現在は、辻いちご園のSさんが所有するビニールハウスを借りていちごを作っています。このいちごの写真はAさんが初めて作ったもので、非常に美味しいいちごです。Aさんは八郷を訪れた人に八郷の里山景観や自然等を知ってもらいたいという思いを持っています。八郷はいちごを作る環境としては素晴らしい場所とおっしゃっていました。6次産業化にも意欲を持っている方です。Sさん自身は高齢のためAさんのような若い新規就労者を応援したいという気持ちをお持ちで、次の世代を育てたいと思っております。Aさんを息子のようにサポートしています。今後、6次産業化に向けてAさんやSさんとも協力して進めていきたいと思っております。

今年度の成果をまとめますと、潜在的に眠っていたいちごを見つけて、それを活用した子供向けワークショップを企画して実現しました。いちごを活用してスラップブックの制作、スムージーを提供することで八郷の魅力を様々な方々に発信できたと思っております。

今年度の課題としては学校の中だけのワークショップでしたので、いちご農家さんやフルーツラインの果樹園と連携して、次のワークショップの企画を考えていきたいです。

また、小幡小学校からいちごではなく柿でやってくれると嬉しいという提案がありましたので、今後はほかのフルーツにも展開することを考えていこうと思っております。

最後に、私の研究事業のミッションは看板や販売小屋の建替えですので、農家さんの意欲向上へつなげていくためのワークショップを企画して、発展させていくことが課題です。

以上で説明を終わります。

■副市長：

質問ではないですが、小幡地区に既に完成はしていますが木内酒造がウイスキーの蒸留場を建設してくれまして、先日、内覧会へ参加しました。まだ、グランドオープンはしていませんので、一般の方は見られませんが仕込みは始まっています。いずれ観光客にも立ち寄ってもらう施設にする方針です。内覧会の中で話していたのは3年以上寝かせないとウイスキーにはなりません。今年から稼働は始まりますが、3年間は八郷産のウイスキーを販売することはできません。ただし、リキュールであれば生産して販売することは可能であると言っていました。八郷はフルーツのまちですので、その特性を生かすため梨、柿、ぶどうなどのリキュールを生産することを考えています。今年の秋頃から柿のリキュールを生産してみたいという意向がありまして、今後はほかのフルーツについても地元の方と協力をしながら進めていきたいと言っていましたので、いちごについても可能性があるのではないかと思ってお話を聞いていました。ほかにもこちらの施設は工場以外にも集会スペースを設けていますので、そこでワークショップを開催する場合は協力が得られるのではないかと思いました。

■B委員：

是非、そうですね。リキュールも良いと思いますし、子供向けのアルコールが入っていない飲み物も良いと思います。

■会長：

Kさんは、筑波大学の非常勤講師として来ていただいていますので、お世話になっています。是非、連携を図りながら進めていきたいと思います。

■副市長：

新型コロナウイルス感染症の影響でグランドオープンは遅れていますが、施設は稼働しています。

■C委員：

いちごのクレヨンも面白いと思います。また、保健所の許可を得ないとスムージーなどの販売ができないと思います。八郷えごまの会ではいちご味のアイスクリームを販売しました。市の方には要望していますが、食品加工所を造ってくれれば良いと思います。アイスクリームなどを販売する際には、保健所の許可や衛生管理士の資格が必要になりますが、頑張ってくださいたいです。

■D委員：

八郷観光果樹組合に茨城放送，茨城県庁，茨城新聞社，NHK等から御意見を頂きました。特に，NHK水戸支社から，八郷はフルーツのまちのためミックスジュースを作ってほしいとの要望を受けました。それを広めた方が良いとの意見がありましたので，ミックスジュースも6次産業化としてよろしく願いたします。

■B委員：

6次産業のニーズはあると思います。地元の方々や観光客，サイクリストの皆さんも飲めるので良いと思います。私の認識では，いちごの加工品を作る場合，より多くのいちごの生産が必要になると思います。人手不足等がありますので，これ以上生産することは困難ではないかと思っています。さらに加工する人手も考えられますので，いちご農家さんがこれを行うことは難しいのではないかと思っています。担い手不足がクリアできれば，6次産業化は進むと思います。

■D委員：

今の時期から徐々に廃棄するいちごが出てきます。そのため，このようないちごを提供することはできると思います。加工所があれば嬉しいですね。

■C委員：

常陸大宮市ではそういう施設があります。もしこれがあれば，学生さんも一緒に協力してできるのではないかと思います。

■会長：

ほかに質問はありますか。無いようですので，続いて村上先生から報告をお願いします。

■村上先生：

筑波大学の村上です。よろしくお願いします。

もし，スマートフォンをお持ちでしたら画面のQRコードを読み込んでもらえればと思います。資料は先週送りましたが，届いていなかったということで申し訳ございません。

まず，まちづくりにはコミュニティが重要視されています。コミュニティとは何で維持されているのかというのは大変難しい問題ですが，一つには景色や同じ小学校に通っていたなどの共通の記憶をエリアに住む人が持っていたり，同じことを知っていたりすることから共有意識ができてくると考えています。意識が作っていることや共通の記憶を作っている場所は小学校や神社などが紐付けされていることが多いです。

昨今，まちなどの経過が大きく変化しているため，記憶を結び付けている場が無くなることが多いです。そういうことになってくるとコミュニティの維持は難しくなるのではな

いかと思います。ここ数年、私は景観を題材にして、地域の記憶をどのように呼び起こすかを考えてやっています。

石岡市の説明の前に、今までやってきたことを紹介させていただきます。場の記憶の喪失と呼べるのが東日本大震災により津波で完全に集落が失われてしまった場所です。左側が従前の写真です。右側は震災によって家屋などが流れた写真になります。この部分をVRとして再現しています。昔の写真は震災の影響でほとんど無くなっていますので、地元の方に見ていただき、意見をもらいながら従前のものを再現していきました。そういった発想でやっています。

まず、建築関係で使われるスケッチアップというソフトを使いまして、家屋を立ち上げます。従前の地図などを使いまして、地元の人に見てもらいます。どこが違いますかと意見を聞きながら少しずつ精緻化していきます。この段階では皆さんからのコメントは全然違うや思い出さないなどしか出ない状況です。当時の写真や携帯電話で撮影された写真を活用して、より再現していきます。窓の位置が違うということなどは教えてくれるようになります。

その意見を反映して精緻化したVRを改めて地元の方々に見てもらいヒアリングを行っていますが、始めの段階では明らかにコンピュータで作ったものとして認識されるため、受け入れてくれないです。ここまでワークショップを積み重ねていますが、あまり盛り上がりません。それからテクスチャーを使いまして、汚れを演出します。建物を劣化させ、日常使っていた自転車や三輪車、車、花壇などを加えて改良してくると、非常にワークショップは盛り上がってきます。皆さんの従前の記憶が徐々によみがえってきて、花壇に咲いていた花の種類も思い出します。さらに、ある場所は一部欠けていて、壊れていたため孫が勝手に転んで泣いて怪我をしたが嫁には私のせいにされたといった記憶が芋づる式に思い出されます。従前の二つのモデルを比べると記憶が増えていきますので、詳細な部分を思い出すと連結された記憶がよみがえります。細かい作業を重ねて改良していくと細かい記憶まで思い出そうとして、より様々な記憶が出てくる状況です。東北の方のいくつかの場所でこれを行っておりまして、今年度は石岡の看板建築周辺を対象地にして再現するというを行いました。

今年度は、最初のモデルを作っていくということで地元のヒアリング調査、現地調査、情報を集めることを行いました。再現といった時に基礎情報を入手する必要がありますが、幸いなことに藤川先生が看板建築の悉皆調査を実施していましたので、図面などのデータを頂きました。それから、地元の方から紹介いただいた資料を入手して作成しました。左側が最初のステップです。まず、スケッチアップのソフトで細かい凹凸や小物類の追加をしました。次に、表現をリアルに近づけるために染みなどを再現できるルミオンのソフトを使いまして、少しずつ再現しました。これらの作業と並行していつの時代を再現するかということとはとても大切なことです。最初のヒアリングでは復元する街並みとして、どの時代を再現すると思えばいいのか調査しました。当初の期待や予測としましては、かつて

は、もっと多くの看板建築があり、古い時代でもっと良い景色があったということを地元の方々が言ってくれると思っていましたが、多くの方はあまり看板建築には興味がない状況でした。1970年代～80年代の時に看板建築が見られない時期があり、一番活気があってにぎわっていたため懐かしいということをおっしゃっていました。これは大変な苦勞をしてアーケードを外したと伺っていますので、アーケードを付けることはあまり良いことではないのかもしれませんが、いくつもの時代を再現することは可能ですので、最初の一步としてアーケードがある時代を再現しました。当時の思い出を少しずつ伺いながら当時の資料を集めて再現しました。スマートフォンでQRコードを見ていただければ分かりますが、ここの段階では既に染みなどの風化も再現しており、改めて地元の方に見てもらいました。私たちは車を多く置いたつもりでしたが、もっとにぎわっていて人が多すぎて通れずに多くの人の活気があったことや、商店で販売していた商品も思い出していただきました。それをその都度、細部まで改良しまして、商店の中の情報まで入れました。洋服屋さんの場合には建物の中に洋服をかけていた配置まで再現しました。それを行うことにより、さらにリアリティが生まれるため記憶がよみがえります。皆さんはヒアリングに行く度に新しいことを教えてくださいました。こちらは歩いた時の見え方でポイントが変わりまして、先ほどのQRコードから見るすることができます。ジャイロといってスマホで方向を検出することができますので、このボタンを押すと向いた方角の街並みを見ることができます。

今年度は基本的なモデルが出来上がりましたので、これを使いながら改めて地元の方へ会いにいきまして、商店街だけでなく少し離れた場所でも従前の商店へ行ったときにどのような記憶があるのか調査していきたいです。

東北の方では、こういった作業を行ってしましてQRコードを入れたパンフレットを配っています。被災した各場所に看板のような物を置いて、被災地を訪れた際には、スマホで見ると何もない原っぱが昔の景色として再現されるといったことや、地域学習として、小、中学校の方にこういうのものを使ってもらいまして、見て理解することや当時のことを教えてもらうといったことを今やり始めています。

今後は、活用方法などにつきましてもお示しさせていただければと思っております。何か御質問あればお伺いいたします。

■E委員：

学生が定期的に来てくれて、PCを使いヒアリングを行っているのを見えています。

■村上先生：

また、伺った際にはよろしく願いいたします。

■会長：

ほかに御意見や御質問はありますか。無いようですので、引き続き議事を進めてまいり

ます。

「議事」の二つ目、「景観重要建造物の指定について」に移ります。はじめに事務局より内容説明をお願いします。

■事務局：

それでは、景観重要建造物の指定につきまして、資料2-1及び資料2-2の2件の案件をパワーポイントでまとめておりますので、前方のスクリーンを御確認ください。

まず、景観重要建造物について御説明いたします。景観重要建造物とは、景観行政団体の長（石岡市）が、地域の景観上重要な建造物を「景観重要建造物」として指定し、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図るものでございます。

指定の考え方につきましては、2点ございまして、一つ目は地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観形成に重要なものであること。

二つ目は、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであることでございます。

続きまして、指定を受けた場合に生じる義務等の内容でございます。こちらは2点ございまして、一つ目は現状変更の規制でございまして、建築物の増改築等の外観を変更するような行為を行う場合には、市の許可が必要となります。

二つ目は所有者の管理義務として、建造物の良好な景観が損なわれないよう適切に管理すること、消火器の設置その他の防災上の措置を講じること、建造物の状況について定期的に点検し、市長に報告することが必要になります。

続きまして、景観重要建造物の指定を受けた場合のメリットでございます。建築物等の修景事業を補助するための「石岡市住民参加型まちづくりファンド支援事業」を活用することができまして、補助内容の概要につきましては表で示しています。景観重要建造物に指定されることで、外観の修理経費等に対して補助限度額は500万円で、補助率は90%以内で補助することが可能になります。

続きまして、景観重要建造物の指定までの流れでございます。緑色の線で囲った意見聴取の場が本日の景観調査委員会でございます。景観調査委員会からの御意見を受けまして、市が景観重要建造物の指定を行います。

続きまして、1件目の申請案件の内容説明になります。建物の所有はS様、建物名は坂入住宅主屋です。場所については八郷地域の石岡市辻でございまして、次のスライドで位置図をお示しします。建造物の特徴としては、木造平屋建ての茅葺き民家で明治前期に建築され、明治24年には改修が行われています。こちらの建造物は平成22年に国登録有形文化財の指定を受けているため、文化的に見ても貴重な茅葺き民家です。

続きまして、位置図になります。坂入住宅主屋の場所は赤色で示しております。こちらの場所は八郷地域の南西部に当たる辻集落に位置します。周辺の状況といたしましては、

南側の朝日トンネルを土浦市から抜けますと、辻いちご団地や体験型観光施設の朝日里山学校がございます。次のスライドで赤色の四角で囲った部分の拡大図をお示しいたします。

こちらが拡大した位置図になります。赤色の線で囲った場所が坂入住宅主屋の敷地で、赤色で塗りつぶした建物が今回の対象物件に当たりまして、灰色の線は公道を示しております。

続きまして、配置図になります。こちらは辻集落の小高い丘の上に位置しておりまして、赤色の枠線で示した主屋は山林を背後にして配置されています。主屋周辺には木小屋、マデヤ、車庫、クラなどの附属建築物が配置されています。

続きまして、主屋の平面図になります。現在も住居として利用されています。主屋の間口は11間半、奥行きは5間、建築面積は約222㎡の建造物でございます。

南側の▲の印が玄関で、こちらを抜けると応接間が設けられています。南東側の居室部分は、マエザシキ、ナカザシキ、オクザシキが配置されており、北側には、チャノマ、ヘヤ、ザシキが配置されています。西側につきましては、シンシツやコドモベヤなどがございます。

続いて、現況写真でございます。左側の写真は主屋全体で、桁行は21m、梁間9.6m、寄棟造りの茅葺き民家でございます。棟中央には棧瓦葺越屋根が付いています。右下はぐしの写真で、竹箆巻きのぐしにはきれいな装飾が施されておりまして、当地域の大規模な農家の姿が伝わってくる伝統的な茅葺き民家でございます。

最後に、坂入家住宅主屋の所見につきまして、一部抜粋させていただきます。「当家は間口11間半、奥行き5間の全体に茅葺屋根がかかる雄大な屋根景観を今日まで伝え、書院座敷に面して池を持つ庭園が整備され、三方に緑を巡らせたこの地域の民家の完成形を備えており、この地域の大規模な農家の間取りと屋根景観の特徴をよく伝える民家として評価できる。」として、登録文化財の登録の際に筑波大学の安藤邦廣教授から所見をいただいております。資料2-1の中で所見の全文がございますので、後で御確認ください。

続きまして、2件目の申請案件の内容説明になります。建物の所有者はH様、建物名は保科邸長屋門です。場所については石岡市中戸でございまして、次のスライドで位置図をお示しします。こちらの建造物は、木造平屋建ての茅葺きの長屋門で明治24年に建築されたと推定されます。

続きまして、位置図になります。場所は赤色で示しておりまして、1件目で御説明しました朝日トンネルから北へ17kmの所に位置します。こちらは八郷地域の北東部で中戸集落に位置します。周辺状況の公共施設は恋瀬小学校、恋瀬地区公民館や旧有明中学校がございます。次のスライドでは、赤色の線で囲みました周辺状況につきまして、御説明いたします。

こちらが拡大した位置図になります。赤色の線で囲った場所が保科邸長屋門の敷地で、赤色で塗り潰した建物が今回の対象物件でございます。また、灰色の線は公道を示しています。

続きまして、配置図でございます。長屋門は南側に位置しておりまして、赤色の線で囲んだ部分でございます。現在は、倉庫として利用されており、以前は住居兼倉庫として使われていた経緯がございまして、現在申請者は北側の住宅に住んでいます。

続いて、配置図になります。▲の印を正面として、左側の桁行5間分が続き間の座敷、中央3間が門、右側2間が物置となっています。続き間は8畳2室からなり、西端の室は、床の間・違い棚・付書院を備えており、建築面積については約126㎡になります。

続いて、現況写真でございます。こちらの長屋門は梁行2間半、桁行10間、大規模な寄棟造りの茅葺き長屋門でございます。左上から軒付け、南側、北側、西側の視点から撮影した写真になります。こちらの長屋門は、圧倒的な存在感を放つ景観重要建造物にふさわしいとても迫力のある建造物です。

最後に、保科邸長屋門の所見につきまして、一部抜粋させていただきます。「明治期に当地で流行した長屋門として代表的な建造物であり、保存状態も良い。重要景観建造物として相応しい建築であると判断される。」として、筑波大学の藤川昌樹教授から所見を頂いております。資料2-2の中にこちらの所見の全文がございまして、後で御確認ください。

以上、景観建造物の申請のございました2件の案件につきまして説明を終了いたします。

■会長：

ありがとうございます。それでは、内容に関する質疑を行いたいと思います。

何か御意見があれば教えてください。

■A委員：

増築部分は撤去しますか。

■会長：

茅葺きの部分は立派です。増築部分は作業場として使われていた場所で、将来的には撤去する可能性はありますが、裏側のためあまり気にしなくても良いかもしれないですね。

■A委員：

とてもきれいで立派な門でしたので、ここもきれいになれば良いのかなと思いました。

■会長：

配置図を見ると四畳半の部屋があります。もしかしたら、ここは最初からあるのかもしれないです。見ていた範囲で確信を持ってないですが、もしかしたらです。そこの部分まで壊すと差し支えることはあるかもしれませんがね。裏側の部分も何らかの形で対応した方が良いかもしれません。

■F委員：

保科邸長屋門の屋根の葺き替えは全面行いますか。

■会長：

その辺りの見通しについては、事務局からお願いします。

■事務局：

修理につきましては指定を受けた後で、4月以降に進めていきたいと思っています。

■F委員：

改修の計画はどの程度でしょうか。

■事務局：

まだ詳細な部分は何っておりませんが、主な部分につきましては、北側の屋根の葺き替えでございます。増築部分につきましては、撤去するような意向もございましたので、そのような方向で考えています。

■F委員：

建物の老朽化や劣化等による構造の傷みの修理は行いますか。

■事務局：

これから具体的な計画を進めていきます。所有者の意向をお聞きして、傷みの部分の修理を検討いたします。また、元々あった部分と増築部分が混在しておりますので、慎重に修理を進めたいと思います。

■会長：

私が見た範囲では大きな損傷を受けている印象はありませんでした。ただし、水平、平行が保たれているのか、基礎が腐っているかどうかについては見ていないです。修理に当たっては是非、確認しておきたい所ではあります。

■G委員：

私自身は指定でよろしいのかと思いました。保科邸長屋門は正面から見ると非常にきれいな建物ですが、逆に正面すぎるのかと思ひまして、増築部分等の重要な部分も示していただければと思いました。こちらの情報が示されていても指定はして良いと思います。

■会長：

都合の悪い部分も隠さずに示すということですね。

■C委員：

私も実際に見ていますが、Sさんの家は明治期の建物でしょうか。もう少し古いような感じがします。

■事務局：

こちらは国登録有形文化財の指定を受ける際、安藤先生が建物を調査しました。その資料によると明治前期との記載があります。

■C委員：

茅葺き民家が景観重要建造物の指定を受けられることで、予算やお金の関係はあると思いますが、補助事業として活用できることがもっと周知されたら良いと思います。

■会長：

事務局は景観重要建造物を指定するに当たりどのような方針で考えていますか。

■事務局：

里山景観を保全しようとするのが目的のため、指定の案件が挙がってまいりましたら基本的には指定していく方針でございます。予算やお金に関しては改めてこの後説明を行います。まちづくりファンド支援事業があまり活用されていない状況がございますので、こちらにも活用しながら景観重要建造物の指定を受けた場合には、補助事業で支援してまいりたいと考えています。

■C委員：

道路沿いから見える建物を直していけばより良いと思います。

■会長：

皆さんが指定を望まれるかは分かりませんが、我々が調査した中で、30棟は比較的良い状態の候補地があります。

ほかに何か御意見はありますか。

—特になし—

ほかに発言もないようですので、ここで最終的な採決をとらせていただきます。

まず、Sさんの案件につきまして、景観重要建造物として指定することに、御異議ございませんか。

■各委員：  
異議なし。

■会長：  
御異議なしと認め、可決いたしました。  
次に、Hさんの案件につきまして、景観重要建造物として指定することに、御異議ございませんか。

■各委員：  
異議なし。

■会長：  
御異議なしと認め、可決いたしました。  
それでは、引き続き議事を進めてまいります。  
続いて、「その他」としまして、事務局より報告事項があります。「石岡市住民参加型まちづくりファンド支援事業の見通しについて」、「三輪晃士邸の実績報告について」、「補助金交付要綱改正（案）」の三つがありますので、事務局から説明をお願いします。

■事務局：  
まず、石岡市住民参加型まちづくりファンド支援事業の見通しにつきまして御説明いたします。

こちらは住民参加型まちづくりファンド支援事業基金残高の御説明になりまして、全ての金額は令和2年3月25日現在で算出しています。合計基金残高は52,296,815円でございます。内訳として、まず、収入額は基金を設立しました平成27年度から令和元年度までの市拠出金、民都機構拠出金、預金利子を合わせた額になります。

支出額につきましては、ファンド支援事業を活用した平成29年度から令和元年度までの額を記載しています。

続きまして、今後の住民参加型まちづくりファンド支援事業基金の使用見込みの御説明になります。民都機構拠出金の残額は14,000,000円でございます。こちらの拠出金は令和5年度までに使わなかった分は全額返還することとなっております。そのため、来年度の令和2年度から令和5年度までの使用計画を表でまとめました。毎年度の修景事業費を7,000,000円、基金使用額はその8割を補助するものとして、5,600,000円を想定しました。民都機構拠出金は、修景事業費の1/2まで充てられることとなっておりますので、修景事

業費が7,000,000円の場合には、3,500,000円まで充てることができます。4年間で民都機構拋出金を全て使い切ることを想定しますと、修景事業費の総額は28,000,000円、基金使用額は22,400,000円程度を見込む必要がございます。

続きまして、中心市街地地区の対象物件を抽出した参考図がこちらでございます。本事業における中心市街地地区の補助対象路線は黄色で示しています。こちらの沿線で木造の建造物が補助対象物件に該当いたしまして、約66棟が該当いたします。

続きまして、八郷地区の対象物件を抽出した参考図がこちらでございます。本事業における先導的な景観形成地区の補助対象路線は黄色で示しています。こちらの沿線で補助対象となる建物が約11棟で、看板は約111個ございます。

最後に景観重要建造物の候補物件の御説明でございます。こちらに登録された場合には市内全域で、本事業の補助対象物件に該当します。国登録文化財が19棟、茅葺き建造物につきましては、筑波大学の調査により54棟となっております。

今後は、参考としてお示ししました中心市街地地区、八郷地区における対象物件、景観重要建造物の候補物件につきましては、本事業の活用が図れるよう所有者に対してより一層、周知を実施してまいります。

続きまして、お手元の資料4を御確認ください。こちらは、令和元年9月9日に開催しました令和元年度第1回景観調査委員会で住民参加型まちづくりファンド支援事業の認定を受けました三輪晃士邸の修景事業の実績報告でございます。こちらの建造物は八郷地区を代表する貴重な茅葺き民家です。茅葺き屋根の葺替えを行ったことで、建造物の外観が良く保たれ、市の良好な景観形成に寄与しています。修景後の写真につきましては、右下に掲載しています。

また、これまでの流れや補助した金額につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、お手元の資料5を御確認ください。石岡市住民参加型まちづくりファンド支援事業補助金交付要綱の改正（案）につきまして、御説明いたします。

改正内容としては、景観重要建造物の中で、茅葺き民家に関する内容を細分化しました。改正の背景としては、本委員会で茅葺き民家の補助制度について議論が交わされていたことや茅葺き民家の所有者から茅葺きの葺替えのサイクルに沿った形で補助してもらいたいというお話があったためです。

具体的な変更内容につきましては、赤色で記載しています。1ページの内容では、補助対象物件を景観重要建造物（茅葺き屋根）とそれ以外で分けました。再交付の条件につきましては、茅葺き屋根の場合は補助事業完了日から5年を経過した日以降とし、それ以外のは10年を経過した日以降としました。6ページの内容につきましては、補助対象物件の景観重要建造物を茅葺き屋根とそれ以外で分けまして、茅葺き屋根の補助限度額を250万円としました。さらに、設備につきましても新たに補助できるものとしました。

以上で事務局からの説明は終わります。

■会長：

いくつかの話題がありました。最後の補助要綱の改正（案）につきましては、この場で決議する必要があるということですね。

事務局から説明があったことについて、御意見はありますか。

■G委員：

まちづくりファンド支援事業の見通しや実績を見ると案件を否決してきましたが、もう少し支援ができていても良かったと思いました。支援が少なかったのかなと思いました。令和5年までに結構沢山の支援を行わないといけないようです。現在、検討いただいている案件は何件程度ありますか。

■事務局：

直近で検討をしている案件につきましては、景観重要建造物の指定の中でお示ししましたSさん、Hさんの2件でございます。それ以外は相談を受けていない状況ですが、先ほど資料でお示ししましたとおり、中心市街地地区、先導的な景観形成地区、潜在的な景観重要建造物の候補物件など、支援できる可能性のある物件が多々ございます。特に茅葺きの建造物につきましては、個別に周知を行っていない状況がありますので、来年度、各お宅を周りまして周知を図りたいと思います。傷んでいる建造物がありましたら修理の協力をしたいと思っています。

■G委員：

中心市街地の方が1件しか活用されていない状況ですので、村上先生のワークショップから皆さんの意識が高まり、案件が増えたら良いと思います。

■事務局：

確かに中心市街地地区が1件という現状がございますので、今後もう少し足を運びまして周知したいと思っています。当初は中心市街地の看板建築が課題ということで行っていましたので、初心に戻りまして周知を行ってまいります。相談は受けていますが、実際に施工するとなるとハードルが高くなる部分が出てまいります。中心市街地地区で6次産業を実施したいとのお話も伺っておりますので、精力的に実施してまいります。

■E委員：

中心市街地地区で景観重要建造物でない建物が隣同士であります。そういう建物に対する補助額ということではありませんが、不遇を受けてしまう印象があります。幸いなことに吉田くつ店さんはたこやき屋さんとして、1月下旬にオープンしました。こういった話を聞くと光が見えてきたのかなと思います。希望ですが景観重要建造物も重要であると思

いますが、景観重要地域的なように先行してエリア指定をすることで進めていければと思います。

■会長：

吉田くつ店はまちづくりファンド支援事業の対象区域です。景観重要建造物の指定を受けなくても、補助を支援できる可能性がありますので、活用していただきたいと思います。市よりE委員からお伝えした方が良いこともありますので、盛り上げていただければと思います。

私の方から気になったことがあります。本日、指定しました坂入家は大きな建物であるため我々のモデルで計算した倍程度の面積です。今年修理しました三輪邸が約250万円でしたので、補助額から見ると1/4の面積しか修理できないのではないかと思います。そこをどういう風に考えたら良いのかと思いました。例えば1/4の面積を5年ごとに修理してもらう方が良い気もします。その辺は事務局ではどのように考えていますか。

■事務局：

事務局では、ほかの景観重要建造物の補助額が10年で上限500万円ですので、そこのバランスを取ることを考えました。その枠の中で、5年に1回250万円を補助することで、葺き替えのサイクルを作っていければと考えました。会長のお話からすると、もう少し1回当たりの額を増額したほうが良いというようにも捉えられます。

■会長：

どうしますかね。建築面積が30坪程度であれば問題ないと思いますが、大きな建物が出てくると大変ですね。

■F委員：

規模に応じて2～3回で修理してもらい金額は一律ではなくても良いかと思います。

■会長：

そうですね。例えば規模に応じて500万円以内で臨機応変に対応できた方が良い気もします。一律は難しいかもしれないですね。実際に1棟を4回に分けている事例もございますが、そうすると年中葺いてしまう場合もございますので、所有者が大丈夫なのかと勝手に思います。

どうでしょう。もう少し金額は検討する必要がありますか。それとも250万円を決めますか。事務局としては本日決めないといけないでしょうか。

■事務局：

今回指定する茅葺き屋根の景観重要建造物がまちづくりファンド支援事業を活用する予定で、次回の景観調査委員会では申請が挙がる予定でございます。可能であれば本日、決めていただきたいと思います。

また、5年周期のサイクルで支援できたらと思います。

■会長：

確かに5年ごとであれば時間は掛かりますが、全面修理はできると思いますし、足りない部分につきましては、所有者に金額の面で頑張ってもらおうということで、原案のとおりでお諮りします。

それでは、補助金交付要綱の改正（案）は原案のとおりでよろしいでしょうか。

■各委員：

異議なし。

■会長：

御異議なしと認め、可決いたしました。

以上で本日の議事は全て終了とさせていただきます。進行を事務局に戻したいと思いません。

■事務局：

会長ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、「令和元年度第2回石岡市景観調査委員会」を閉会いたします。

委員の皆様、本日はお疲れ様でした。

(3) 閉会